

教育職員免許法第6条別表第3を根拠に取得する場合（所有する免許状の上進）

教員免許をすでに所有し、かつ教員免許状による教員として良好な実務経験年数（担当在職年数）を基礎資格として、2種免許状から1種免許状への上級免許状を取得する方法です。

別表第3により免許状を上進する場合は、必ず別表第1の科目表により都道府県教育委員会にて履修指導を受け、かつ勤務年数についても確認してください。

〔教育職員免許法第6条 別表第3〕

第1欄		第2欄		第3欄	第4欄
受けようとする免許の種類		有する免許状の種類		最低在職年数	最低取得単位数
幼稚園教諭	1種免許状	幼稚園教諭2種免許状		5年	45
小学校教諭	1種免許状	小学校教諭2種免許状		5年	45
中学校教諭	1種免許状	中学校教諭2種免許状		5年	45
高等学校教諭	1種免許状	高等学校教諭臨時免許状		5年	45

最低在職年数を超える在職年数があるときは、5単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数を当該最低単位数から差し引くものとする。（10単位を限度とする。）

〔教育職員免許法施行規則第11条〕

免許法別表第3の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位数を修得するものとする。

第1欄		第2欄			第3欄
免許の種類		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低取得単位数
幼稚園教諭	1種免許状	4	20	6	45
	2種免許状	5	30		45
小学校教諭	1種免許状	4	21	5	45
	2種免許状	4	29	2	45
中学校教諭	1種免許状	10	16	4	45
	2種免許状	10	21	4	45
高等学校教諭	1種免許状	10	12	8	45

教科及び教科の指導法に関する科目

※本学卒業生(通学課程を含む)を受講対象として開講しています。

美術：中学校、高等学校

教育職員免許法施行規則に定める科目	科目コード	本学での開講科目	授業形態	単 位			備 考
				通信	面接	計	
絵画 (映像メディア表現を含む。)	1001	平面基礎	実習	4	2	6	6日30,000円
	0209	ビデオ映像制作論	講義	4		4	映像メディア表現を含む。
彫刻	1002	立体基礎	実習	4	2	6	6日30,000円
デザイン (映像メディア表現を含む。)	1102	ビジュアルデザイン基礎実習I	実習	2	2	4	映像メディア表現を含む。6日30,000円
	1005	デッサン	実習	2	2	4	6日30,000円
工芸	1681	工芸演習(注1)	演習		2	2	中学免許のみ必須。6日30,000円
美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	0250	アートプランニング	講義	2	2	4	鑑賞を含む。3日20,000円
	0210	美術論	講義	4		4	
	1003	絵画概論	講義	2		2	
	1004	美術特論	講義	4		4	
	0212	日本美術史	講義	4		4	日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。
	0213	西洋美術史	講義	4		4	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	5009	美術科指導法I ※	講義	2	2	4	3日20,000円
	5010	美術科指導法II(注2) △	講義	2		2	中学免許のみ必須。
	5023	美術科指導法III(注2) △	講義	2		2	中学免許のみ必須。

注1)「工芸演習」は高校免許申請には利用できません。

注2)「指導法III」のみの履修は不可。但し、本学にて既に「指導法I・II」の6単位を取得済みの場合を除く。また、「指導法II」と「指導法III」のみの履修も不可。

※太字は「一般的包括的内容」を含むため必要な科目。